

事 務 連 絡
平成 22 年 11 月 4 日

都道府県労働局

総務部労働保険適用主務課（室）長 殿

（労働保険徴収部事務組合課長）

労働基準部 労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐（業務担当）

農林水産省における農業者の労災保険
特別加入促進の取組への協力について

農業者への特別加入制度の周知等については、平成 22 年 5 月 20 日付け基
労補発 0520 第 1 号（参考）により指示されたところですが、今般、農林水
産省においては、労災保険の特別加入に係るパンフレット（別添 1）を作成し、
関係団体等に対して、農業者の特別加入の促進を依頼（別添 2）しました。こ
れを受け、厚生労働省としては労災保険の特別加入制度の周知について協力を
行うこととしました。

パンフレットには、農業者の特別加入について農林水産省又は最寄りの都道
府県労働局に対して問い合わせるよう記載されており、今後、特別加入の手續
等について、農業者及び関係団体等より各都道府県労働局へ照会や依頼等が行
われることが予想されます。照会があった際には懇切丁寧な説明を行うとともに、
必要な協力を行っていただきますようお願いいたします。

なお、別添 2 のパンフレットについては、本年 11 月 22 日（月）以降、農
林水産省から各都道府県労働局あて送付されます。「農業者のための特別加入
制度について」と共に都道府県労働局及び労働基準監督署窓口等において活用
してください。

基勞補発0520第1号
平成22年5月20日

都道府県労働局

総務部(労働保険徴収部)長 殿
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公 印 省 略)

全国農業協同組合中央会の取組への協力について

農業者の特別加入については、中小事業主等、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者について認められているところですが、農作業中の死亡事故は昭和40年代から毎年400件程度発生している状況にあります。

一方で、労災保険に特別加入している農業者の割合は農業人口の4%程度となっており、このような状況を踏まえ、全国農業協同組合中央会（以下、「JA全中」という。）において、平成21年11月26日付けで「JAグループにおける労災加入体制の整備推進方針について」（別添1）が定められ、この方針に基づき、都道府県農業協同組合中央会（以下、「JA中央会」という。）及び各市町村の農業協同組合（以下、「JA」という。）に対する労災加入の窓口設立支援が行われることとなりました。

この取組は平成24年度末を目途にすべての都道府県において農業者の労災加入窓口の整備を行うことを目標とされており、今後特別加入の手続き等について、JA中央会及びJAより各都道府県労働局へ照会や依頼等が行われることが予想されますので、下記事項に留意の上、対応いただきますようお願いいたします。

記

1 特別加入制度の周知等について

制度や事務手続の方法については、懇切丁寧な説明を行う必要があること

から、ＪＡの関係者等から要請があった場合には、パンフレット等の活用や事務説明者の派遣等、可能な限り必要な協力を行うこと。

2 特別加入団体等について

中小事業主等の特別加入であれば労働保険事務組合、特定作業従事者の特別加入であれば特別加入団体が必要となるところであるが、ＪＡ全中の整備推進方針によると、労働保険事務組合及び特別加入団体いずれの申請についても既存のＪＡ中央会及びＪＡの組織を利用して行われる予定であること。

3 申請書類について

ＪＡ全中より、ＪＡ中央会及びＪＡに対し労働保険事務組合の申請に係る「事務処理規約」及び、特別加入団体の申請に係る「定款、規約等団体の目的、組織運営等を明らかにする書類」「当該団体が定める業務災害の防止に関する措置及び事項内容を記載した書類」（別添２）が示されているところであり、これらを利用して申請が行われた場合は、法令・通達に定める要件を満たしているものとして取り扱って差し支えないこと。

必見!

農業者の皆さん 労災保険の特別加入を ご存じですか!!



**ここに
注目!**

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

**療養・休業給付から遺族給付まで
手厚い補償があります!**

MAFF
農林水産省

 厚生労働省

こんな方が対象になります！

特別加入制度は、以下のA～C、3つのうち、いずれかの方が対象となります。

A

特定農作業従事者の方



一定の経営規模
以上の方が加入
できます！

特定農作業従事者とは

年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。

- ① トラクター等の農業機械を使用する作業 ② 2メートル以上の高所での作業
③ サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業 ④ 農薬散布 ⑤ 牛・馬・豚に接触する作業

B

指定農業機械作業従事者の方



経営規模にか
かわらず、加入
できます！

指定農業機械作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ① 動力耕耘機その他の農業用トラクター ② 動力溝掘機 ③ 自走式田植機
④ 自走式防除用機 ⑤ 自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
⑥ トラック、自走式運搬用機械 ⑦ 動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械

C

中小事業主の方



法人の代表者や
役員でも加入
できます！

中小事業主とは

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者(法人の場合は代表者以外の役員)の方。または、1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

注：A、B、Cは重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入することになります。

加入手続について

A 特定農作業従事者

または

B 指定農業機械作業従事者

C

中小事業主の方

加入申込



加入申込



労災保険特別加入団体
(JA、県中央会など)

事務委託



事務手続

労働保険事務組合
(県中央会など)

事務手続



都道府県労働局・労働基準監督署

ここに
注目!



特定農作業従事者または、指定農業機械作業従事者の方は、JA等の**特別加入団体を通じて**加入申請してください。また、中小事業主の方は、**労働保険事務組合を通じて**加入申請をお願いします!

補償の内容について

療養補償給付 療養給付

●農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合

必要な治療が無料で受けられます。

休業補償給付 休業給付

●農作業事故によるケガや病気の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合

休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額（日給相当額のイメージ）の60%の休業補償と、20%の特別支給金の合計80%相当額が支給されます。

障害補償給付 障害給付

●農作業事故によるケガが治った後に障害等級第1級～第7級又は、第8級～第14級までに該当する障害が残った場合

障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。

遺族補償給付 遺族給付

●農作業事故により死亡した場合

遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。

葬祭料 葬祭給付

●農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合

給付基礎日額に応じた額が支給されます。

傷病補償年金 傷病年金

●農作業事故によるケガや病気が療養開始後1年半を経過した日に、ケガや病気が治っておらず、障害の程度が傷病等級に該当する場合

障害の程度に応じた額が支給されます。

保険料の仕組みについて

- ・保険料は年1回の掛け捨て制で、その期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、年度途中の加入もでき、その場合の保険料は月割りとなります。
- ・加入する農業者は、ご自身の給付基礎日額を選択します。この給付基礎日額に基づき、年間保険料や補償内容が決まります。

ポイント1

給付基礎日額を申請しましょう。

- ・ご自身の所得水準に見合った額を申請いただきます。
- ・年間の農業収入を365日で割った額を目安として、3,500円～20,000円のうちから申請いただきます。
- ・申請いただいた額については、都道府県労働局長の承認が必要です。

ポイント2

ご自身の保険料を算出しましょう。

ご自身の年間保険料は以下の通り計算されます。

給付基礎日額 × 365 × 保険料率※

※【保険料率】 3つの制度ごとに率が異なります！

A 特定農作業従事者	0.9%
B 指定農業機械作業従事者 ..	0.5%
C 中小事業主等	1.2%

※平成22年度の料率

例えば...

【特定農作業従事者で、給付基礎日額を10,000円で労災加入される方の場合】

10,000円 × 365 × 0.009

ご自身の年間保険料は、

= 32,850円

よくある質問（Q & A）

質問

労災保険に加入すると、どのようなメリットがあるのですか。

答え

年収に応じた保険料で、万が一の農作業事故に備えた様々な補償が受けられます。例えば、農作業事故に遭い、1ヶ月休業しなければならなくなった場合、

- ・療養補償により必要な治療が無料で受けられます。
- ・給付基礎日額が1万円の場合、休業補償と特別支給金で1ヶ月につき216,000円給付されますので、この資金を活用してヘルパーなどを雇用できます（この場合の年間保険料は32,850円（1ヶ月当たり2,738円）です。）。

質問

農業者なら誰でも労災保険に加入できるのですか。

答え

専業農家はもちろん、兼業農家であっても、一定の農作業に従事する農業者本人は特別加入制度を利用して労災保険に加入することができます。

質問

労災保険の特別加入は、どこに申請をすればいいのですか。

答え

加入窓口である「特別加入団体」または「労働保険事務組合」に加入申込をする必要があります。JAなどが特別加入団体になっている場合がありますので、お近くのJAや都道府県労働局にお問い合わせいただき、加入窓口の確認をしてください。

ところで...

みなさんが雇っているパートやアルバイト等の方々も労災保険に加入できます。

- ・常時5人以上雇っている場合または法人の場合は強制加入です。
- ・常時5人未満の場合は任意加入ですが、農業者本人が特別加入している場合やアルバイトやパート等の方の過半数が希望する場合は強制加入になります。



さらに詳しく知りたい方へ！

特別加入制度の詳細については、農林水産省又は最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください！



さらに詳しい情報は、厚生労働省のホームページにおいて、厚生労働省が作成している左のパンフレットがご覧いただけます。



【ホームページアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>

農作業安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧いただけます。



【ホームページアドレス】

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

農林水産省 農作業安全対策

検索

みんなの笑顔のために! 防ごう農作業事故!

農林水産省生産局

農業生産支援課（機械開発・安全指導班）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-8111（内線：4774）

都道府県労働局

労働保険徴収課（室）

労災補償課

（加入手続担当）

（給付担当）

農林水産省 農作業安全対策

検索



22生産第4969号

平成22年10月29日

行政機関の長 殿

団体の長 殿

農林水産省生産局農業生産支援課長

労災保険の特別加入制度の加入促進について

日頃から、「2010 秋作業に向けた農作業安全確認運動」を始めとする農作業安全に係る取組につきまして、生産現場を適切にご指導いただき、厚く御礼申し上げます。

運動を通じて労災保険の加入についても推進いただけてきたところですが、農業者の労災保険の特別加入者数は、平成20年度末時点で12.5万人程度に止まっており、平成23年度に向けて、万一の事故にも手厚い補償が受けられる労災保険の加入を引き続き進めることが重要であると考えています。

このためには、特別加入制度について、制度の仕組みや加入のメリットについて、農業者の理解を促進することが不可欠であるため、今般、別紙のとおり、農業者により分かりやすいパンフレットを厚生労働省と連名で作成しました。

つきましては、戸別所得補償制度の説明会などの機会を活用して広く農業者に配布するとともに、制度の仕組み等について簡潔に説明するなどして、労災保険への加入者数の増加につなげていただこう、（行政機関又は会員）に対し周知願います。